

介護保険 福祉用具購入について

在宅生活をしている要介護者・要支援者が、都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業者から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を購入したとき、自立した日常生活を送るために必要と認められる場合に、申請に基づいて福祉用具購入費を支給します。

【支給要件】

次の要件をすべて満たす場合に支給します。

- 1 厚生労働大臣が定める特定（介護予防）福祉用具の種目であること
- 2 要介護（要支援）者が居宅にて使用する福祉用具であること
- 3 都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業者から購入したものであること
 - ※ インターネットで購入した場合は対象外
- 4 購入日（代金を完済した日）時点で要介護または要支援の認定を受けていること
 - ※ 認定申請の結果、非該当（自立）の方は対象外
- 5 在宅で生活していること
 - ※ 入院中・施設入所中に申請し、その後、退院・退所ができなかった場合は支給不可
- 6 日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であると認められること

【支給額】

支給限度基準額は同一年度（4月～翌年3月）10万円

支給額は購入費から負担割合に応じた自己負担額（1割～3割）を除いた金額ですが、同一年度で利用できる総額に上限があります。これを支給限度基準額といいます。福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4月～翌年3月）で10万円です（給付上限額は9万円～7万円）。

なお、支給限度基準額を判断する基準日は、購入日（代金を完済した日）です。

【同一種目の再購入について】

原則として、同一種目をすでに購入している場合は支給の対象外です。ただし、以下の場合は同一種目であっても支給が認められる場合があります。事実が確認できる写真や書類が必要になりますので、購入前にお問合せください。

1 破損した場合

ただし、通常使用もしくは年数経過の範囲内の破損に限ります。

※ 部品交換で修復できる場合は、部品代が支給対象です。

2 用途および機能が異なる場合

3 介護の必要度合いが著しく変化した場合

※ 申請書の「購入理由」欄に、購入済みの用具では自立支援に適さなくなった理由を具体的に記入してください。

【支給方法】

福祉用具購入費支給申請は「償還払い」と「受領委任払い」のいずれかを選択して利用できます。

1 償還払い

福祉用具の購入時にいったん費用の全額を支払い、後から自己負担分（1割～3割）を除く保険給付分（9割～7割）の支給を受ける方法

2 受領委任払い

福祉用具の購入時に自己負担分（1割～3割）のみ支払い、保険給付分（9割～7割）については被保険者から委任を受けた販売事業者が区に直接支払う方法

※ 購入費用が支給限度基準額を超える場合には、超えた部分も購入時に事業者にお支払いいただきます。

次の場合は受領委任払いによる申請はできません。償還払いにより申請してください。

- (1) 介護認定の新規申請中もしくは区分変更中で認定結果が出ていない場合
- (2) 被保険者が入院中、施設入所中の場合
- (3) 介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている場合

【申請手続きの流れ 1 償還払い】

1 事前相談

購入する福祉用具が介護保険の給付対象とならない場合がありますので、購入される際には事前に担当のケアマネジャー、または地域包括支援センターにご相談ください。

2 事業者に見積もりを依頼

3 福祉用具の購入

購入の際には、福祉用具専門相談員に正しい取り扱い方法や適切な保管方法を確認してください。誤った使い方や不具合の放置は、事故を招く恐れがあります。使い方に疑問がある場合や不具合がある場合には、すぐに福祉用具専門相談員やケアマネジャーに相談してください。

4 支給申請

提出された書類などにより、介護保険給付として適切かどうか審査します。

<提出書類>

(1) 介護保険福祉用具購入費支給申請書

(2) 領収書原本

①被保険者氏名、購入日、品目名が記載されていること

②発行者の社名、印があること

③5万円以上の購入については、収入印紙が貼付されていること（割印が必要）

※ 販売業者に振り込んだことを証明する書面は領収書として受け付けられません。

また、領収書原本の返却を希望する場合は、領収書コピーと切手を貼った返信用封筒を添付してください。

(3) 購入した用具のパンフレット（コピー可）

(4) 委任状（振込先が被保険者本人でない場合）

(5) すのこ購入の場合のみ、浴室設置後の写真を添付してください

排せつ予測支援機器については、以下の書類も必要です

(6) 医学的な所見がわかる書類（次のうちいずれか1つ）

①介護認定審査における主治医意見書

②サービス担当者会議等における医師の所見

③介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見

④個別に取得した医師の診断書等

(7) 排せつ予測支援機器 確認調書（ホームページ関連 PDF に様式あり）

5 支給決定

指定された口座に振り込みます。支給決定通知書は被保険者の方宛に送付します。

【申請手続きの流れ 2 受領委任払い】

1 事前相談

購入する福祉用具が介護保険の給付対象とならない場合がありますので、購入される際には事前に担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご相談ください。

2 事業者に見積もりを依頼

区に登録している販売事業者に見積もりを依頼してください。

3 事前申請

提出された書類などにより、介護保険給付として適切かどうか審査します。

<提出書類>

- (1) 介護保険福祉用具購入費支給及び給付券発行申請書
- (2) 福祉用具のパンフレット（コピー可）
- (3) 見積書

排せつ予測支援機器については、以下の書類も必要です

- (4) 医学的な所見がわかる書類（次のうちいずれか1つ）
 - ①介護認定審査における主治医意見書
 - ②サービス担当者会議等における医師の所見
 - ③介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ④個別に取得した医師の診断書等
- (5) 排せつ予測支援機器 確認調書（ホームページ関連 PDF に様式あり）

4 給付券の発行

申請書類の審査後、区から被保険者に支給決定の通知と給付券を送付します。

通知の記載内容を確認のうえ、販売事業者へご連絡ください。

※ 支給決定後に商品を変更したり購入を取りやめたりする場合は、原則、支給対象外になりますので、速やかに区にご連絡ください。

5 福祉用具の購入

購入の際には、福祉用具専門相談員に正しい取り扱い方法や適切な保管方法を確認してください。誤った使い方や不具合の放置は、事故を招く恐れがあります。使い方に疑問がある場合や不具合がある場合には、すぐに福祉用具専門相談員やケアマネジャーに相談してください。

6 購入後の申請

<提出書類>

- (1) 給付券請求書兼委任状
- (2) 福祉用具購入完了届
- (3) すのこ購入の場合のみ、浴室設置後の写真を添付してください。

7 支給決定

販売事業者の口座に振り込みます。振込に関する通知も事業者に送付します。

ご注意ください

- 1 購入後に支給対象外であることが分かってトラブルになることがありますので、購入前に必ず担当のケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。
- 2 一年の間にすでに福祉用具購入費の支給を受けている方で、別の福祉用具を購入される場合には、支給限度基準額の残額を確認し、自己負担分のお支払い額をお間違いのないようご注意下さい。
- 3 都道府県の指定を受けた販売事業者には、「福祉用具専門相談員」がいます。「福祉用具専門相談員」は利用者の心身の状況、希望および置かれている環境を踏まえて作成する福祉用具販売計画に基づき、適切な用具の選定、利用方法等の説明や指導を行うことが義務付けられています。指定事業者以外から購入した場合は支給対象とはなりませんので、福祉用具をお買い求めの際には販売事業者が指定を受けているか必ずご確認ください。

【特定福祉用具の種目】

1	<p>腰掛便座</p> 	<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上る際に補助できる機能を有しているもの 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。） <p>※工事を伴う便器の取替えは住宅改修費支給の対象。 ※水洗ポータブルトイレについては、福祉用具購入の支給対象。</p>														
2	<p>自動排せつ処理装置の交換可能部品</p>	<p>自動排せつ処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排せつの都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。</p>														
3	<p>排せつ予測支援機器</p>	<p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。</p>														
4	<p>入浴補助用具 （入浴に際して座位を保持し、浴槽への出入りなどを補助する目的とする用具）</p> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 1364 694 1464">入浴用いす</td> <td data-bbox="697 1364 1445 1464">座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1469 694 1541">浴槽用手すり</td> <td data-bbox="697 1469 1445 1541">浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1545 694 1617">浴槽内いす</td> <td data-bbox="697 1545 1445 1617">浴槽内に置いて利用することができるものに限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1621 694 1731">入浴台</td> <td data-bbox="697 1621 1445 1731">浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。「踏み台」は対象外。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1736 694 1830">浴室内すのこ</td> <td data-bbox="697 1736 1445 1830">浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1834 694 1906">浴槽内すのこ</td> <td data-bbox="697 1834 1445 1906">浴槽の中において浴槽の底面の高さを補うものに限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1910 694 2040">入浴用介助ベルト</td> <td data-bbox="697 1910 1445 2040">要介護者等の身体に直接巻きつけて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</td> </tr> </table>	入浴用いす	座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。	浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。	浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。	入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。「踏み台」は対象外。	浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。	浴槽内すのこ	浴槽の中において浴槽の底面の高さを補うものに限る。	入浴用介助ベルト	要介護者等の身体に直接巻きつけて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
入浴用いす	座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。															
浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。															
浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。															
入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。「踏み台」は対象外。															
浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。															
浴槽内すのこ	浴槽の中において浴槽の底面の高さを補うものに限る。															
入浴用介助ベルト	要介護者等の身体に直接巻きつけて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。															

5	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって取水又は排水のために工事を伴わないもの
6	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

※福祉用具の取付け代は介護保険給付対象外になりますので全額自己負担となります。

貸与と購入の選択制（令和6年4月～）

専門職の意見や身体状況を踏まえ貸与と購入の選択が可能となります。

対象種目は以下の3種目となります。

7	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
8	歩行器（歩行車は除く） 	歩行が困難な方の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四肢を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は相互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
9	歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖に限る。

【介護保険 福祉用具購入 Q&A】

項目	質問	回答
部品の購入	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、破損等により部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。 申請には、部品の領収書（償還）・見積書（受領委任）が必要となります。ただし、予備部品として予め購入することはできません。
支給限度額管理	① 令和6年3月31日に福祉用具を購入し、令和6年4月1日に申請をした場合。②令和6年3月31日に納品され令和6年4月1日に支払が終わった場合。それぞれについて、支給限度額管理はどのようにするか。	福祉用具購入費の支給限度額は同一年度（4月1日～12ヶ月間）で10万円です。介護保険法第44条では福祉用具を購入した時（代金を完済したとき）から請求権が発生する為、その日が属する年度で支給額を管理することになります。したがって①の場合は令和5年度、②の場合は令和6年度で管理されます。
負担割合について	利用者負担割合に変更が生じる場合、福祉用具購入費の負担割合の基準日はいつになるのか。	領収書記載日時点における負担割合を適用することとなります。
福祉用具選定の基準	特定福祉用具について選定の基準はあるか。	足立区では原則財団法人テクノエイド協会の判断を基準にしています。テクノエイド協会で福祉用具販売品目と認められている商品については支給可能です。テクノエイド協会対象以外の商品で利用者の状態を鑑みて利用が必要な場合には、介護保険課にご相談下さい。
施設利用と福祉用具購入	高齢者向け施設及び住宅に居住している被保険者に福祉用具購入費は支給できるか。	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては保険給付の対象としています。 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）及びグループホームの入居者で専用の居住内においてのみ使用する場合については、基本的に整備されていることが前提のため、原則、対象とはなりません。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給対象となることもあります。

施設利用と福祉用具購入	介護保険施設に入所している要介護者に対して、福祉用具購入のサービスを提供し、介護報酬を算定することができるか。	介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできません。
同一種目の複数購入	特定福祉用具の種目は、複数購入することができるか。	介護保険法施行規則第 70 条第 2 項では「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされています。「その他特別な事情」とは、購入品目の性質等から複数個の利用が想定される場合は含まれるとあり、必要性がある場合は購入することができます。
同一種目の再購入	同一種目の特定福祉用具にかかる福祉用具購入費の支給は、同一限度額管理期間内においては原則 1 回とされているが、限度額管理期間が変われば同一種目の特定福祉用具を購入しても福祉用具購入費の支給は制限されないか。	介護保険法施行規則第 70 条第 1 項では「要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する」ことが規定されているが、ここでいう「必要性」には、被保険者の身体特性に照らした特定福祉用具の「使用」の必要性と当該用具の「購入」の必要性とが含まれているものと解されます。このため、同条第 2 項の規定は、上記の「必要性」が認められることを前提とした同一限度額管理期間内の支給制限規定であり、限度額管理期間が変わっても、既に保有している当該特定福祉用具を購入する必要性が認められなければ支給することはできないものと考えます。
インターネットなどによる購入	インターネットや通信販売で福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	福祉用具の購入は福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行わなければならないため、インターネットや通信販売での購入は支給対象とはなりません。 同様に特定福祉用具販売の指定を受けていない事業所から購入した場合も支給対象とはなりません。
スロープについての判断基準	スロープはどのような基準で「福祉用具購入」と「住宅改修」を区別するのか。	取り付けに対し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具購入とします。

選択制の対象福祉用具の販売後の取り扱いについて	選択制の対象品目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。	販売後のメンテナンス等にかかる費用の取り扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えます。
その他	福祉用具購入に係る運搬費や設置費等の諸経費は給付対象となるか。	対象となるのは用具そのものの対価であり、その他諸経費は対象とはなりません。
その他	<p>① 住民票と違う、子の家等で生活しており、そこで使用する福祉用具を購入したが給付対象となるか。</p> <p>② また、自宅と娘宅を行ったり来たりする場合、両方の家でそれぞれに福祉用具を購入したいが給付対象となるか。</p>	<p>① 原則、自宅（住民票上の住所）で使用することを目的としているため、その場合は支給対象外であるが、子の家等が生活の本拠地としてケアプランが立てられており、そこで使用するものであれば対象になります。</p> <p>② 対象となりません。生活の本拠宅でのみが対象となります。</p>
その他	支給申請の時効は何年か。	時効は領収日の翌日から起算して2年です。